

専門人材確保推進事業費補助金 申請の手引き

補助金交付までのスケジュール

プロフェッショナル人材戦略拠点への相談

経営課題を明らかにし、どのような人材を募集するか決めます。

有料職業紹介事業者の利用・人材マッチング

プロ人材の採用内定

【 事 業 者 】
補助金交付申請書（様式第1号）の提出

（申請手続）第6条関係
採用内定したら、事業者は申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出してください。締め切りは3月中旬です。詳しくはホームページを確認ください。

補助金交付の決定判断

【 県 】
補助金交付決定（様式第2号）の通知

（補助金の交付決定）第7条関係
知事は補助金交付申請書を審査のうえで適当と認めるとき補助金交付決定書（様式第2号）をもって申請者に通知します。

雇用開始

【 事 業 者 】
人材紹介会社へ紹介手数料の支払い

補助金の交付決定（様式第2号）以降、当該交付決定が属する会計年度内に職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料（ただし成功報酬部分に限る）が当補助金の対象経費となります。

【 事 業 者 】
補助事業実施報告書（様式第5号）の提出

（実績報告）第10条関係
補助対象事業者は、補助対象経費を支払った日（＝補助事業が完了したとき）から30日を経過した日、または翌年度4月3日のいずれか早い日までに報告書に必要な書類を添えて提出してください。

【 県 】
補助金の額の確定

（補助金の額の確定等）第11条関係
知事は、履行検査を実施し、実績報告の内容を確認したうえで補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助対象事業者に通知します。

【 事 業 者 】
補助金請求書（様式第6号）の提出

（補助金の交付）第12条関係
補助対象事業者は、補助金の額の確定後に専門人材確保推進事業費補助金請求書（様式第6号）により補助金の交付を申請してください。

【 県 】
補助金のお支払い

（補助金の支給）
知事は、専門人材確保推進事業費補助金請求書（様式第6号）にある指定口座に補助金をお支払いします。

【 事 業 者 】
就業状況報告書（様式第7号）の提出

（就業状況の報告）第13条関係
補助対象事業者は、採用者について、採用後6カ月を経過する日現在の就業状況を就業状況報告書（様式第7号）に必要な書類（要項を確認してください）を添えて、同日から起算して10日以内に知事に報告してください。

※補助対象事業者は、交付決定後に事業内容の変更、事業の廃止をする場合は別途申請書の提出が必要なので専門人材確保推進事業費補助金交付要綱を確認してください。

※当事業は県の監査対象です。補助金関係書類は、最低5年間大切に保管してください。

よくあるお問合せ

Q 「専門人材」認定の条件はありますか。

A 県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる、以下表の分類のいずれかに該当する者で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有し、雇用される際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金部分）又は役員報酬が原則300万円以上のものとし、職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などを総合的に勘案し判断します。ただし、補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除きます。

分類	内容	具体例
ア 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業等のマネジメントに携わる人材	企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など
イ 販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業等にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など
ウ 事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業等が抱える課題を解決（財務再構築・事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関等のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など
エ 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出す人材	企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者 など
オ その他	受け入れ先で求められる分野などで、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材	—

Q 在外邦人や外国人は対象となりますか。

A 専門人材の要件を満たす場合は対象となります。

Q 交付申請時に積算した額を超える経費を要する見込みが生じたが、補助金額は増額されるか。

A 補助金額は交付決定額（第11条関係）を上限とします。

Q 補助金申請の流れについて気を付けるべき点を教えてください。

A 以下の図を参考にしてください。申請の流れで特に注意していただく点は、採用内定後に申請書を提出いただくことと、補助金の交付決定日以降、当該交付決定が属する会計年度内に職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者を支払った人材紹介手数料（ただし成功報酬部分に限る）が当補助金の対象経費となることです。つきましては、年度末の時期の申請は、この点をご留意ください。

